

## 平成 20 年度事業計画

JARL は昭和 34 年に社団法人となって以来、今日まで活動を続けてまもなく半世紀を迎えようとしています。そして今、わが国では公益法人制度改革が進められており、本年 12 月 1 日からは公益法人改革三法が施行されることから、すべての公益法人は施行後 5 年以内に法律に則った組織となるよう改革が求められています。これに対し JARL としても適切な対応がはかれるよう検討を進めてまいります。

また、会員の減少傾向はここ数年ゆるやかにできてきていますので、今年も会員増強につながる各種の事業に取り組み、よりよい会員サービスをご提供できるよう積極的に事業を進めます。

連盟の事業推進にあたりましては、前年度に引き続き地域に密着した活動を積極的に推進し、会員の皆様のご協力をいただきながら、以下のとおり取り組みます。

### 1. アマチュアバンドの拡充

WRC-07 の結果を受けた長波帯 135.7~137.8kHz の二次分配、WRC-03 で決まった 7 MHz 帯拡大の許可などのアマチュアバンドの拡大を目指して、関係機関に働きかけるとともに、平成 23 年に開催が予定されている WRC-11 への対応方法の検討をおこないます。

また、引き続き PLC や RF-ID などの新たな高周波利用システムから、アマチュアバンドが妨害を受けることがないように適切な対応をはかります。

### 2. アマチュア無線制度の改善

モールス電信についてはアメリカをはじめ多くの国々で試験を廃止しており、その能力要件の緩和が実施されています。また、包括免許についても多くの国々でおこなわれており、これらについてわが国においても諸外国と歩調を合わせた制度の導入を引き続き関係機関に働きかけます。

### 3. 国際協力の推進

ITU(国際電気通信連合)、APT(アジア・太平洋電気通信共同体)、IARU(国際アマチュア無線連合)など、国際的な関係機関との連携を一層緊密に保持し、これらの機関が開催する国際会議や競技大会などに参加して、国際的連携と友好親善に努めます。さらに、開発途上国のアマチュア無線家の育成や国際的な災害発生時のアマチュア無線による非常通信の態勢整備を引き続き支援します。

- (1) 本年 5 月にアメリカ(デイトン)で開催されるハムベンションにおいて、ARRL EXPO 2008 内に JARL アワード発行デスクを設け、JARL アワードの発行などをおこないます。
- (2) 本年 9 月 2 日から同 7 日まで韓国(華城)で開催される第 14 回 ARDF 世界大会へ参加します。

### 4. アマチュア無線活動の推進と周知・啓発

- (1) JARL が開設する特別局や特別記念局の運用、アワード発行、コンテスト、ARDF

競技大会、モールス電信技能認定および DXCC フィールドチェックなどを実施し、アマチュア無線活動の活性化に努めます。

- (2) D-STAR 対応レピータ局の開設地域を中心に、D-STAR システムのユーザーが増加してきていますが、新しい通信方式やネットワーク化の導入によって、アマチュア無線が一層普及、発展するように努めます。また、アメリカやヨーロッパで D-STAR システムの普及が始まっており、各国の D-STAR システムとの整合性を保ちながら国際的システムの構築を進めます。
- (3) 2008 アマチュア無線フェスティバルは、8月23日(土)・24日(日)の2日間にわたり東京ビッグサイトで開催します。キャッチフレーズは「電波で遊ぼう アマチュア無線」と定め、アマチュア無線の発展と普及・啓発に努めるとともに、自作品コンテストや絵画コンクールなどをあわせて実施します。なお、青少年の科学的興味を育成するための一環として、昨年同様高校生以下の入場整理費(入場料)を無料とします。また、東京以外の地域においても、地域の特徴を生かしたフェスティバルなどの行事開催によって、広く一般の方々へのアマチュア無線の普及と啓発に努めます。
- (4) JARL NEWS(季刊発行)は、誌面内容をより一層充実するように努めるほか、JARL Web による最新情報の提供、毎月5日と20日を目途に配信している JARL メールマガジンによるタイムリーな情報提供など、迅速な情報発信をおこないます。また、毎月発行される CQ ham radio 誌の協力を得て、「FROM JARL」ページを活用し適切な情報が伝えられるよう今後も努めます。

## 5. 会員の増強と会員サービスの推進

- (1) 会員増強については、引き続き次の事項を重点に推進します。
  - ① 支部における養成課程講習会開催の積極的な取り組みについて、地方本部、JARL(財団法人日本アマチュア無線振興協会)との連携のもとに計画・実施し、新しいアマチュア無線家の育成に努力します。
  - ② (財)日本無線協会の本部とその支部(全国10ヵ所)、JARL や JAIA(日本アマチュア無線機器工業会)などの関連団体を通じて、アマチュア無線の楽しみ方や開局申請手続きなどをわかりやすく解説した、初心者向け冊子やリーフレットなどを配布します。その中で、JARL がおこなっている業務を紹介し、入会を促進します。
  - ③ 関連団体、アマチュア無線専門誌などの協力を得ながら、会員増強キャンペーンを実施します。また、本年度もハムフェアの会場において入会専用のブースを設けるなどのキャンペーンをおこない、入会促進に努めます。
  - ④ JARL QSL ビューローへ多量の QSL カードが届く非会員の方々に対し、今年度も積極的に入会を働きかけます。
- (2) 会員サービスの向上については、次の事項を重点に推進します。
  - ① 旅行割引やホテル宿泊割引制度の内容の拡充に努めます。
  - ② JARL カードの普及促進に努めます。
  - ③ アンテナ第三者賠償責任保険(施設賠償責任保険)を今後とも継続し、多くの方に利用していただけるよう努めます。
- (3) ICT(情報通信技術)を活用したサービスは、次の事項を重点に推進します。

- ① インターネットを利用した会員サービスの一層の充実をはかります。
- ② JARL Web の内容拡充に努めながら、月2回の JARL メールマガジンの配信によるタイムリーな情報提供を推進するとともに、引き続きEメール転送などのサービス、販売品のオンライン販売、コンテストの電子ログ受付、アワードの電子申請受付など、インターネットの有効利用と環境整備に努めます。

## 6. 公益法人改革への取り組み

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」をはじめとする公益法人改革三法及び関係政省令が本年12月1日から施行され、JARLを含む現在の約25,000の全法人が特例民法法人との取り扱いになることから、法令施行後5年間のうちに新しい法律にしたがった法人となるよう、適切な措置をとらなければならないこととなります。

JARLでは、平成18年当初から制度改革の動きを注視し公益法人改革検討ワーキンググループを設けて検討を重ね、さらに平成19年11月からは公益法人改革実務委員会を設置しており、法律に合わせた組織の見直しを進め、事業活動が将来にわたり円滑に推進できるよう、今後とも検討をおこなっていきます。

## 7. 電波環境のクリーン化

外国からの電波によりアマチュア無線が受ける混信問題、電子機器や通信機器などからの電波障害などについて、関係機関と連絡をとりながら適切に対応します。また、アマチュアバンド内への侵入電波をモニターした結果を関係機関に報告し、対応を要請します。

なお、ガイダンス局の運用を通じて、秩序あるアマチュア無線の運用の確保に努力するとともに、各種広報手段を通じてアマチュアバンド使用区別の周知をおこない、関係機関と連携して、違法局・不法局の排除に努めます。

## 8. アマチュア衛星など宇宙通信の促進

- (1) JARLの「ふじ3号」衛星の運用情報を利用者に提供し、引き続き衛星通信の普及促進に努めます。
- (2) ARISS(Amateur Radio on the International Space Station)プロジェクトの支援・援助をおこなうほか、ARISS組織の理事会にIARU加盟団体として引き続き代表を送り、このプロジェクトを推進します。また、諸外国の宇宙通信計画にも積極的に協力します。
- (3) 今後打ち上げが計画されている、超小型衛星「CubeSat」に対しても協力します。

## 9. 非常災害時への態勢整備

- (1) 非常災害時の対応に備えるため、臨時に貸し出す430MHz帯レピータ局装置と発動発電機の維持管理に努めるとともに、今後とも非常時を考慮した態勢を整備します。
- (2) 非常災害時には、アマチュア無線の非常通信の実施状況をインターネット(JARL Web)を利用して情報提供をおこなうとともに、日頃からアマチュア無線家が理解しておくべき知識を記載した「非常通信マニュアル」などの周知に努めます。
- (3) 非常通信協議会をはじめ地方公共団体や他の公共機関、団体との連携を進めると

ともに、災害を想定した非常通信訓練を実施します。

- (4) 非常災害時の円滑な通信を確保するため、非常時の無線通信システムに関し、昨年度に引き続いて調査研究をおこないます。

## 10. 関連団体との連携

JARD、(財)日本無線協会、JAIA などのアマチュア無線関連団体と密接な連携を保ちながら、アマチュア無線の普及促進と健全な発展のための制度の改善、電波利用秩序の維持などに努めます。

また、地上デジタルテレビジョン放送の本格化によって、新しい形の電波障害が発生する懸念があり、受信環境クリーン協議会などと連携し、引き続き事例および対策について情報収集をおこないます。

## 11. 身体障害者に対する援助・協力

身体障害者のアマチュア無線活動を充実したものとするため、点字 JARL NEWS の発行をはじめ、運用上の障害を軽減するための積極的な援助協力をおこないます。

## 12. 青少年へのアマチュア無線活動への周知・支援

青少年へのアマチュア無線の普及については、青少年育成委員会の検討結果をもとに、普及活動を促進します。さらに青少年関連団体、アマチュア無線関連団体ならびに青少年向けの各種メディアとの連携、青少年が参加しやすい制度面の改正などの具体的な対策を図りながら、引き続き次の事業をおこないます。

- (1) 青少年の会員への会費助成を引き続き実施し、将来の科学や情報技術などを担っていく人材育成への支援と、青少年のアマチュア無線活動への参加を促進します。
- (2) 少年・少女がアマチュア無線の楽しさと、宇宙開発や通信技術への興味を持つようにするため、引き続き ARISS スクールコンタクトの積極的な支援・広報活動をおこないます。
- (3) 会員継続1年以上の小・中学校の社団局、身体障害者の団体等が開設する社団局、JARL 登録クラブ(学校クラブ)の高等学校社団局に対し、引き続き会費の助成をおこないます。
- (4) 子供たちがアマチュア無線に興味を引くような、教育的な要素を含むツールの提案・提供をおこないます。

## 13. そのほか

平成 20 年度の刊行物事業は、連盟窓口や通信販売による方法、会費受付業務代行店、インターネットを利用した販売など、アマチュア無線を楽しまれる皆様の利便性を考慮しながら、効果的な販売促進に今年度も一層努めます。

以上のとおり、会員増強と会員継続率の向上を図りながら、会員の皆様への各種の事業とすべてのアマチュア無線家や一般の方々に対する公益的事業を積極的にすすめるとともに、事務局業務の合理化、JARL 財政の改善と健全化への対応を推進します。